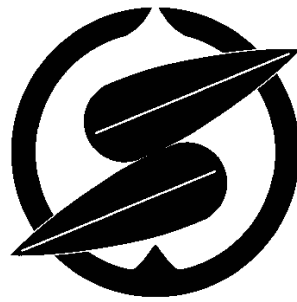


第126回丹波篠山市議会11月27日会議

議会提出議案



令和7年11月27日

丹波篠山市

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第13号 損害賠償の額の決定及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和7年11月9日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 6 3 号

丹波篠山市公契約条例の一部を改正する条例

丹波篠山市公契約条例（平成 3 0 年篠山市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 6 4 号

丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第 1 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 1 号から第 3 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- (1) 丹波焼の文化的価値、歴史等を来訪者に示し、理解を深めること。
- (2) 来訪者及び地域関係者の交流を促進すること。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分		利用料金（一人当たり）		備考
		個人	団体	
地域民芸品等保存伝習施設	小学生	2 0 0 円	2 0 0 円	1 2 0 人以上を団体とする。 2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（団体を除く。）の利用料金は半額とする。
	中学生			
	大人	8 0 0 円	6 4 0 円	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 6 5 号

丹波篠山市下水道条例及び丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収
条例の一部を改正する等の条例

(丹波篠山市下水道条例の一部改正)

第 1 条 丹波篠山市下水道条例（平成 1 1 年篠山市条例第 1 8 9 号）の一部を
次のように改正する。

別表（2） 特定環境保全公共下水道事業の部西紀中央浄化センターの項
中「区域」の次に「、口阪本の内市長が定める区域」を、「西阪本」の次に
「、西谷の内市長が定める区域、河内台」を加える。

(丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例の一部改正)

第 2 条 丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例（平成 1 1 年篠山市条例第
1 9 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までの間、西紀中央処理区
のうち、口阪本の内市長が定める区域、西谷の内市長が定める区域及び河
内台の区域に係る第 3 条による別表の規定の適用については、同表中「4
0 9, 0 0 0 円」とあるのは「1 4 0, 0 0 0 円」とする。

(丹波篠山市下排水管設置及び管理に関する条例の廃止)

第 3 条 丹波篠山市下排水管設置及び管理に関する条例（平成 1 1 年篠山市条
例第 1 9 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第66号

丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例

丹波篠山市火災予防条例（平成11年篠山市条例第208号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）第29条の7）」に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第67号

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表保育園・学校関係の非常勤の特別職の部学校薬剤師の項を次のように改める。

学校薬剤師	年額
	学校1校につき 74,000円
	幼稚園1園につき 37,000円
	認定こども園1園につき 64,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第68号

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する
条例

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例（平成11年篠山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表中「丹波篠山市立篠山養護学校」を「丹波篠山市立ささやま支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第69号

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助（以下「乳児等通園支援」という。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号）第11条に規定する丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに

に、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、その乳児等通園支援事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3

		項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設

けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われ

ている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第70号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年篠山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年篠山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
--	---------------------

乳幼児に対する健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第23条第2項中「又は」を「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第71号

第3次丹波篠山市総合計画後期基本計画の策定について

第3次丹波篠山市総合計画後期基本計画を策定したいので、丹波篠山市議会基本条例（平成23年篠山市条例第29号）第16条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 7 2 号

丹波篠山市地区コミュニティセンター等の指定管理者の指定について

丹波篠山市地区コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者

施設名	所在地	団体名	代表者名
高城会館	丹波篠山市糯ヶ坪甲 8 3 番地 1	高城会館運営委員会	梶村和久
みたけ会館	丹波篠山市瀬利 9 2 番地 3	みたけ会館運営委員会	山内一郎
玉水会館	丹波篠山市黒岡 7 2 7 番地 2	玉水会館運営委員会	小谷茂之
岡野文化会館	丹波篠山市西岡屋 2 9 2 番地	岡野文化会館運営委員会	寺本和喜
後川文化センター	丹波篠山市後川上 1 2 5 1 番地	後川文化センター運営委員会	荒木 優
雲部公民館	丹波篠山市西本荘字 西ノ山 1 番地	雲部公民館運営委員会	山田俊朗
福住公民館	丹波篠山市福住 3 4 4 番地 1	福住公民館運営委員会	青木恵由
大芋公民館	丹波篠山市中 4 4 5 番地	大芋公民館運営委員会	小西 勇
古市コミュニティ 消防センター	丹波篠山市波賀野 6 8 2 番地 2	古市コミュニティ消防セ ンター運営委員会	前川修哉
玉津研修センター	丹波篠山市南矢代 4 7 0 番地 2	玉津研修センター運営委 員会	多田吉済
コミュニティセン ター城南会館	丹波篠山市小枕 1 3 1 番地	コミュニティセンター城 南会館運営委員会	酒井由雄
住吉台コミュニテ ィ消防センター	丹波篠山市住吉台 1 7 番地 3	住吉台コミュニティ消防 センター運営委員会	松本大介
大山緑の会館	丹波篠山市大山新 9 8 番地	大山緑の会館運営委員会	岡田康則

2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第73号

丹波篠山市障害者総合支援センタースマイルささやまの指定管理者の指定について

丹波篠山市障害者総合支援センタースマイルささやまの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市沢田120番地3
社会福祉法人わかたけ福社会
理事長 明山重則
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第74号

丹波篠山市農家高齢者創作館の指定管理者の指定について

丹波篠山市農家高齢者創作館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市栗柄1319番地
不動クラブ
会長 佐藤喬
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第75号

丹波篠山市立丹波旬の市の指定管理者の指定について

丹波篠山市立丹波旬の市の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市吹新117番地4
 丹波旬の市販売協議会
 会長 雪岡健一

- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第76号

丹波篠山市立丹波旬の市南部店の指定管理者の指定について

丹波篠山市立丹波旬の市南部店の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市古森258番地2
 丹波旬の市南部店販売協議会
 会長 森口和男

- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第77号

丹波篠山市道の駅こんだ温泉ぬくもりの郷の指定管理者の指定について

丹波篠山市道の駅こんだ温泉ぬくもりの郷の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市今田町今田新田21番地10
株式会社夢こんだ
代表取締役 杉尾吉弘
- 2 指定の期間 丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和7年丹波篠山市条例第25号）の施行日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第78号

丹波篠山市大正ロマン館の指定管理者の指定について

丹波篠山市大正ロマン館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市北新町97番地
株式会社丹波篠山大正ロマン館
代表取締役 圓増亮介
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第79号

丹波篠山市立丹波篠山市民センターの指定管理者の指定について

丹波篠山市立丹波篠山市民センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市黒岡191番地
一般社団法人ウイズささやま
代表理事 井本季伸
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第80号

丹波篠山市玉地山陶器所華工房の指定管理者の指定について

丹波篠山市玉地山陶器所華工房の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市黒岡191番地
一般社団法人ウイズささやま
代表理事 井本季伸
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 8 1 号

丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の指定管理者の指定について

丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市今田町上立杭 3 番地
丹波立杭陶磁器協同組合
理事長 市野達也
- 2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 8 2 号

丹波篠山市営駐車場の指定管理者の指定について

丹波篠山市営駐車場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市北新町 9 7 番地
株式会社丹波篠山大正ロマン館
代表取締役 圓増亮介

- 2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 83 号

丹波篠山市立歴史美術館の指定管理者の指定について

丹波篠山市立歴史美術館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市黒岡 191 番地
一般社団法人ウイズささやま
代表理事 井本季伸
- 2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 27 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 8 4 号

丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館の指定管理者の指定について

丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市黒岡 1 9 1 番地
一般社団法人ウイズささやま
代表理事 井本季伸
- 2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 85 号

篠山城大書院の指定管理者の指定について

篠山城大書院の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市黒岡 191 番地
一般社団法人ウイズささやま
代表理事 井本季伸
- 2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 27 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第86号

丹波篠山市立青山歴史村の指定管理者の指定について

丹波篠山市立青山歴史村の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市黒岡191番地
一般社団法人ウイズささやま
代表理事 井本季伸
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 87 号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

記

1 譲渡する財産

種類	所在	地目	地積 (㎡)	評価額 (円)
土地	丹波篠山市佐貫谷字東谷 17 番	ため池	79	1,386
土地	丹波篠山市佐貫谷字中尾 24 番 1	ため池	1,494	26,219
土地	丹波篠山市佐貫谷字東谷 38 番	ため池	535	9,389
土地	丹波篠山市佐貫谷字ノケ 57 番	墓地	1,494	61,179
土地	丹波篠山市佐貫谷字上谷 192 番	墓地	1,180	48,321
土地	丹波篠山市佐貫谷字垣屋谷 281 番	墓地	1,395	57,125
土地	丹波篠山市佐貫谷字西谷 438 番	ため池	122	2,141
土地	丹波篠山市佐貫谷字西谷 439 番	ため池	128	2,246
土地	丹波篠山市佐貫谷字西谷 440 番	ため池	181	3,176
土地	丹波篠山市佐貫谷字西谷 441 番	ため池	330	5,791
土地	丹波篠山市佐貫谷字西谷 442 番	ため池	188	3,299
土地	丹波篠山市佐貫谷字西谷 443 番	ため池	158	2,772
土地	丹波篠山市佐貫谷字西谷 448 番	ため池	52	912

2 譲渡の相手方

丹波篠山市佐貫谷 249 番地

佐貫谷自治会

自治会長 細見 邦博

令和 7 年 11 月 27 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 89 号

令和 6 年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金 522,244,232 円のうち 282,911,034 円を減債積立金に、25,046,000 円を建設改良積立金に積み立て、214,287,198 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第90号

令和6年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金230,872,476円のうち131,529,133円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和7年11月27日提出

丹波篠山市長 酒井隆明